

## 第23 連結送水管

## 1 高層階等以外に設ける連結送水管

地階を除く階数が11以上又は床面の高さが地盤面から31mを超える各階以外に設ける連結送水管は、次によること。（平成17年総務省令第40号に規定する階段室型特定共同住宅等を除く。）（別図第23-1参照）。

## (1) 送水口

送水口は、政令第29条第2項第3号及び省令第31条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 結合金具は、差込み式のものとし、その構造は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成4年自治省令第3号。以下この項において「結合金具の規格省令」という。）」に規定される呼称65の受け口に適合するものであること。

イ 送水口は、スプリンクラー設備等の送水口の基準を定める件（平成13年消防庁告示第37号）に適合すること。なお、原則として認定品を使用すること。◆

## (2) 配管等

管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は、次によること。

ア 他の消火設備等の兼用等

省令第31条第1項第5号イただし書きの取扱いは、第4.「屋内消火栓設備」.  
3.(2).イによること。

イ 配管等の機器

配管等の機器は、次によるほか、第4.「屋内消火栓設備」.  
3.(1)を準用すること。

(ア) 管は、省令第31条第1項第5号ロの規定によること。

(イ) 管継手は、省令第31条第1項第5号ハの規定によるほか、省令第31条第1項第5号ロただし書きに規定される設計送水圧力（以下この項において「設計送水圧力」という。）が、1.0Mpaを超える場合に使用する管継手（可とう管継手を除く。）は、認定品又は評定品のうち、呼び圧力16K（SI単位の導入に伴い圧力値はそのままとして、 $\text{kgf}/\text{cm}^2$ に代えてKを付すもの。以下同じ。）又は呼び圧力20Kのものを設けること。この場合、認定証の「明細書」に記載されている申請の範囲内又は性能評定書の「評定報告書」に記載されている付帯条件の範囲内で使用すること（以下この項において同じ。）。

(ウ) バルブ類は、省令第31条第1項第5号ニの規定によるほか、次によること。

a バルブ類の最高使用圧力は、設計送水圧力で送水した場合に、当該バルブ類に加わる圧力以上の仕様のもを設けること。

b 設計送水圧力が1.0Mpaを超える場合に使用するバルブ類は、次のいずれかのものを設けること。◆

(a) JIS B 2071（鋳鋼フランジ形弁）の呼び圧力20Kのもの

(b) 認定品又は評定品（呼び圧力16K又は呼び圧力20Kのもの）

(c) JPI（石油学会規格）の呼び圧力300psiのもの（呼び圧力20K相当）

(d) その他公的機関等により呼び圧力16K以上の耐圧性能が確認されるもので、その資料が添付されているもの

- c 止水弁、逆止弁及び排水弁（以下この項において「止水弁等」という。）は、次によること。
  - (a) 配管内を常時充水する場合の送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に設けること。◆
  - (b) 配管の最低部には、排水弁を設けること。◆
  - (c) 止水弁等は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨を表示した標識を直近の見やすい位置に設けること。◆
  - (d) 止水弁には、その開閉方向を、逆止弁には、その流れ方向を表示すること。
  - (e) 排水弁には、その開閉方向を表示すること。◆

#### ウ 配管等の設置方法等◆

配管等の設置方法等は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 3. (2). エからキまでを準用するほか、次によること。

#### エ 複数の立管の接続◆

同一棟に複数の立管がある場合には、次によること（別図第 23-1 参照）。

- (ア) それぞれの立管には、それぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下この項において「バイパス接続」という。）。
- (イ) バイパス接続した配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止等のために第 4. 「屋内消火栓設備」. 3. (2). ア. (ア)の例により補助用高架水槽で常時充水しておくこと。

### (3) 放水口

放水口は、政令第 29 条第 2 項第 1 号及び省令第 31 条第 2 号の規定によるほか、次によること。

#### ア 機器

- (ア) 開閉弁は、屋内消火栓設備等の屋内消火栓等の基準を定める件（平成 13 年消防庁告示第 36 号）に適合すること。なお、原則として認定品を使用し、当該開閉弁に加わる圧力に応じた耐圧性能を有するものを設けること。◆
- (イ) 結合金具は、差し込式のものとし、その構造は、結合金具の規格省令に規定する呼称 65 の差し口に適合するものであること。

#### イ 設置位置

- (ア) 放水口は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること
- (イ) 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所は、当該部分から歩行距離 5 m 以内の場所とすること（放水用器具を設けない場合を含む。）。  
◆
- (ウ) 放水口を非常用エレベーターの乗降ロビー及び特別避難階段の付室に設ける場合には、第 9 非常用の昇降機 2. (6)の規定によるほか、屋内階段の階段室内に設ける場合であっても、屋内に通じる出入口の下方には、これに準じて消防用ホース通過孔を設けるよう指導すること。

#### ウ 格納箱

放水口を格納箱に収めておく場合は、次によること。

- (ア) 開閉弁の操作に支障のない構造とすること。
- (イ) 単独の格納箱に収めておく場合は、前面の大きさが短辺 40cm 以上、長辺 50cm 以上で、1.6mm 以上の鋼製の格納箱とすること。◆

#### エ 灯火及び表示◆

- (ア) 放水口又はその格納箱には、次のいずれかの表示をすること。
  - a 1字の大きさを 20cm 以上とする文字で「放水口」と表示をすること。◆
  - b 大きさを直径 10 cm以上とした「消防章」を貼付して表示するもの◆
- (イ) 放水口又は格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。◆
- (ウ) 赤色の灯火の大きさは、第4. 「屋内消火栓設備」. 7. (1). イ. (カ). cを準用すること。  
ただし、赤色の灯火は、放水口又は格納箱の直近に設けられた他の消防用設備等の赤色の 灯火をもって代えることができる。◆

#### (4) 設計送水圧力

設計送水圧力は、次により求めることとし、着工届出時等には、計算書を添付して設計送水圧力を明記すること。

なお、設計送水圧力の上限は、1.6Mpa とすること。（別記1 設計送水管の水力計算参照）

- ア ノズルの先端における放水圧力（以下この項において「ノズル先端圧力」という。）及び放水量による設定条件（以下この項において「設定条件」という。）は、噴霧切替ノズルを使用するものとし、ノズル先端圧力 0.6MPa で、放水量 2,400ℓ/min (600ℓ/min×4口) とすること。
- イ 設計送水圧力の値は、別記1. 第1で定める計算式で、前アにより設計送水圧力を算出し、求めた値とすること。
- ウ バイパス接続する防火対象物にあつては、それぞれの送水口から最遠となる放水口の設計送水圧力を求めること。

#### (5) 主管内径の特例

政令第29条第2項第2号及び省令第30条の4第1項の規定に基づく主管の内径の特例は、フォグガン等（定格放水量が200ℓ/min以下のものに限る。）の整備並びにフォグガン等のみを使用する防火対象物を指定するまでの間は、適用しない。

## 2 高層階等に設ける連結送水管

地階を除く階数が11以上又は床面の高さが地盤面から31mを超える各階（以下この項において「高層階等」という。）に設ける連結送水管は、前1によるほか、次によること（別図第23-2参照）。

### (1) 放水口

次のいずれかの階に該当する場合は、当該階の放水口を単口形にすることができること。

- ア 技術基準によるスプリンクラー設備等が設置されている階
- イ 政令別表第1(5)項口の用途に供されるもので、屋内消火栓設備又は共同住宅用スプリンクラー設備が設置されている階

### (2) 放水用器具

- ア 非常用エレベーターが設置されている建築物で、非常用エレベーターの付室に放水口が設置されている当該部分には、放水用器具を設けないことができること。
- イ 放水用器具を格納した箱は、階数3以内ごとに、一の放水口から歩行距離5m以内の

場所に設けること。

この場合、原則として放水用器具は、11 階に設置し、以降階数 3 以内ごとに設置するよう指導すること。

ウ 放水用器具は、次によること。

(ア) 格納箱には、長さ 20m の呼称 65 のホース 4 本以上と筒先（直状放水、霧状放水に切替でき、かつ、放水を停止できる噴霧切替ノズルが接続されたもの。以下この項において「噴霧切替ノズル」という。）2 本を格納しておくこと。

(イ) 噴霧切替ノズルの性能は、ノズル先端圧力が 0.35MPa で直状放水した場合に、400ℓ/min 以上（有効射程 10m 以上）及びノズル先端圧力が 0.6MPa で霧状放水した場合に、展開角度 120 度で、600ℓ/min 以上の量の放水量が得られるものであること。

### (3) 格納箱

ア 双口形の放水口は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 7. (1). イ. (ア) の消火栓箱に準じた箱に収納しておくこと。

イ 放水口を格納箱に収めておく場合で、非常コンセント、非常電話、発信機等を内蔵する型式のものは、当該非常コンセント等に水の飛まつを受けない構造とすること。

### (4) 配管等

ア 配管内には、補助用高架水槽を用いて常時充水しておくこと。この場合、補助用高架水槽から主管までの管は、呼び径 50A 以上とすること。◆

イ 配管内に充水する補助用高架水槽は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 3. (2). ア. (ア). b. d 及び e による他、有降水量は、0.5 m<sup>3</sup> 以上（呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水装置を設けた場合は、0.2 m<sup>3</sup> 以上）とすること。◆

ウ 連結送水管にポンプを用いる加圧送水装置（以下この項において「ブースターポンプ」という。）を設けない場合には、前 1. (5) と同様に主管内径を 100 mm 未満とすることができること。

エ 設計送水圧力は、前 1. (4) によること。

### (5) ブースターポンプの性能等

ブースターポンプを設ける場合は、第 4. 「屋内消火栓設備」. 1. (1) を準用するほか、次によること。

なお、ブースターポンプを設置する工事は、第 I 類の甲種消防設備士が行うよう指導すること。◆

#### ア 設置位置

ブースターポンプの設置位置は、送水口における設計送水圧力を 1.6MPa 以下に設定し、前 1. (4). ア の設定条件に規定する放水圧力が得られるように設けること。

（別記 2 ポンプ選定計算例参照）

#### イ 吐出量◆

吐出量は、省令第 31 条第 6 号イ. (イ) の規定にかかわらず、2,400L/min 以上とすること。

ウ ブースターポンプ以降の放水口があるすべての階にスプリンクラー設備を設置する場合の全揚程は、省令第 31 条第 6 号イ. (イ) に規定する計算式により、放水量 2,400 L/min でノズル先端圧力 0.6MPa として求めた数値以上の値とすることができること。

なお、防火対象物の高さが 100m 以下のもので、平成 17 年総務省令第 40 号の適用によりスプリンクラー設備を設置しない場合には、次の設定条件(ア)及び(イ)を満足する

こと。

- (ア) フォグガンを使用するものとし、ノズル先端圧力 0.6Mpa で、放水量 800 L/min 以上とする。
- (イ) 噴霧切替ノズルを使用するものとし、ノズル先端圧力 0.6Mpa で、放水量 2,400 L/min 以上とする。

エ ブースターポンプの締切揚程に押込揚程を加えた値が 170m 以上となる場合には、複数のブースターポンプを設けて直列運転とすること。◆

オ ブースターポンプ運転時の放水時に 1.6MPa を超えない措置を講じること。◆

カ 設計送水圧力で送水した場合にブースターポンプに加わる押込圧力は、当該ブースターポンプの許容押込圧力の範囲内であること。◆

キ 配管の構造等（別図第 23-3 参照）◆

- (ア) ブースターポンプの吸水側配管と吐出側配管との間には、バイパス配管を設け、かつ、当該バイパス配管には、逆止弁を設けること。
- (イ) ブースターポンプ廻りの配管には、加圧送水装置による送水が不能となった場合の措置として、可搬ポンプ等によって送水できるために、一次側には放水口を、二次側は送水口を設置すること。
- (ウ) ブースターポンプ一次側及び二次側の止水弁は、当該ポンプと主管を分離できるように 主管側に設置すること。
- (エ) ブースターポンプの一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。ただし、設計送水圧力を 1.6Mpa として送水した時にブースターポンプの押込圧力が当該ポンプの許容圧力範囲となる場合は、この限りでない。
- (オ) ブースターポンプ二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかからないようにすること。

ク 起動装置等

- (ア) ブースターポンプの起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、次の場所に設けられた操作部から遠隔操作できるものであること。
  - a 中央管理室（建基政令第 20 条の 2 第 2 号に規定する中央管理室をいう。）
  - b 防災センター、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）

◆

※ 前 a 及び b に掲げる場所を、以下「防災センター等」という。

- (イ) ブースターポンプの起動装置を送水口の直近に設けた場合は、防災センター等で起動が確認できること。◆
- (ウ) ブースターポンプを設置した機械室又はその直近場所、送水口及び防災センター等には、当該場所の 3 か所で相互に連絡できる装置（インターホン等）を設置すること。◆
- (エ) 送水口の直近には、ブースターポンプが起動している旨がわかる表示灯（点滅ランプ等）を設けること。◆
- (オ) 起動装置及び連絡装置は、箱内等に収納し、いたずら等により操作できない措置を講じること。◆

ケ 非常電源、配線等は、省令第 31 条第 7 号の規定によるほか、第 4. 「屋内消火栓設

備」. 5を準用すること。

### 3 標識、表示及び警報等◆

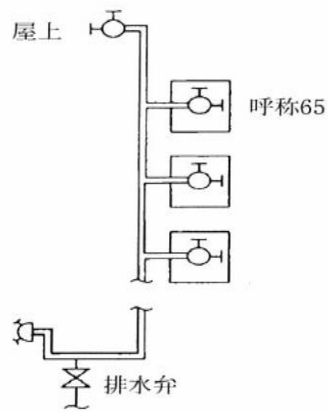
送水口、ブースターポンプの標識、表示及び警報等は、次によること。

- (1) 送水口又はその直近には、「連結送水管」と表示した標識を見やすい箇所に設けること。  
この場合、標識の大きさは、短辺 10cm 以上長辺 30cm 以上とし、色は地を赤、文字を白とすること（別図第 23-4 参照）。
- (2) 設計送水圧力が 1.0MPa を超える送水口には、省令第 31 条第 5 号ロに規定された圧力配管等を使用している旨の識別ができる反射板を見やすい箇所に設けること。この場合、反射板の大きさは、縦横 10 cm 又は縦 3 cm 横 20cm 以上とし、色は黄色とすること（別図第 23-5 参照）
- (4) 防災センター等には、配管系統、止水弁等の設置位置を明示した図面等を備えておくこと。
- (5) ブースターポンプを設置する場合は、次によること。
  - ア 送水口又はその直近には、ポンプ運転時に最上階において必要なノズル先端圧力を得るための設計送水圧力を見やすい箇所に表示すること（別図第 23-6 参照）。
  - イ 防災センター等には、配管系統、止水弁等及びポンプ設置位置を明示した図面等を備えておくこと。  
ただし、防災センター等に設置される防災監視盤等が画面表示できる方式のものは、配管系統、ブースターポンプの設置位置を当該画面に表示できるものであること。
  - ウ ブースターポンプの設置場所には、当該ブースターポンプによる送水が不能となった場合の措置を明示したポンプ廻りの配管図等を掲出すること（別図第 23-3 [ポンプ廻りの配管例] 参照）。
  - エ ブースターポンプ設置室等の出入口には、連結送水管用のポンプが設置してある旨の表示をすること。
  - オ ブースターポンプの作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示は、防災センター等にできるものであること（省令第 31 条第 9 号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。
  - カ 前オのほか、次の表示及び警報は、努めて防災センター等にできるものであること。
    - (ア) ブースターポンプの電源断の状態表示及び警報
    - (イ) 中間水槽の減水状態の表示及び警報（中間水槽に設けた当該水槽の有効水量が 2 分の 1 に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
- (6) 前(1)、(2)及び(5). アの標識等は、気候等の環境変化により容易に劣化、変色、変形等をしていないものであること。

### 4 総合操作盤

総合操作盤は、省令第 31 条第 9 号の規定によること。

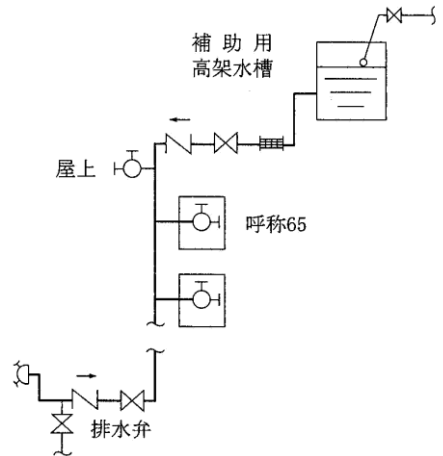
〔乾式配管〕



《屋内消火栓設備兼用》

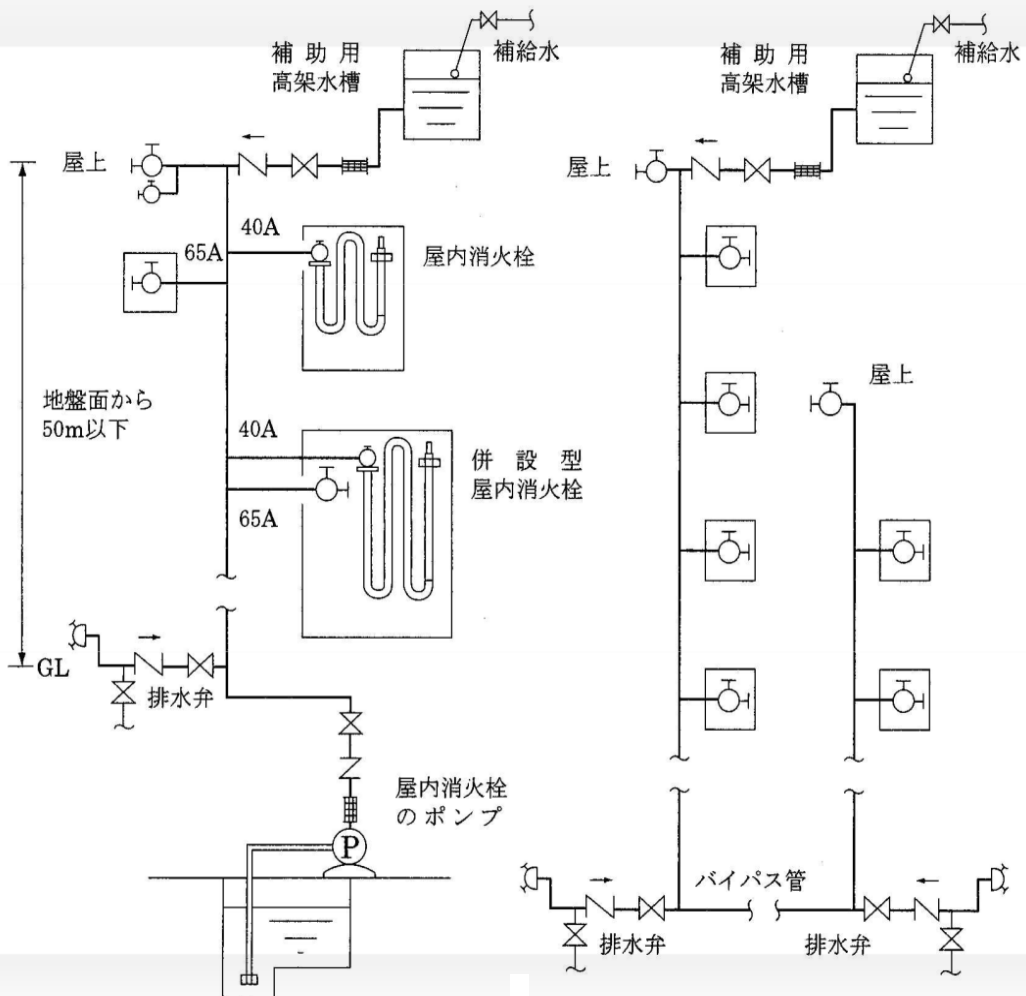
( 〇: 送水口 〇: 放水口)

〔充水配管〕



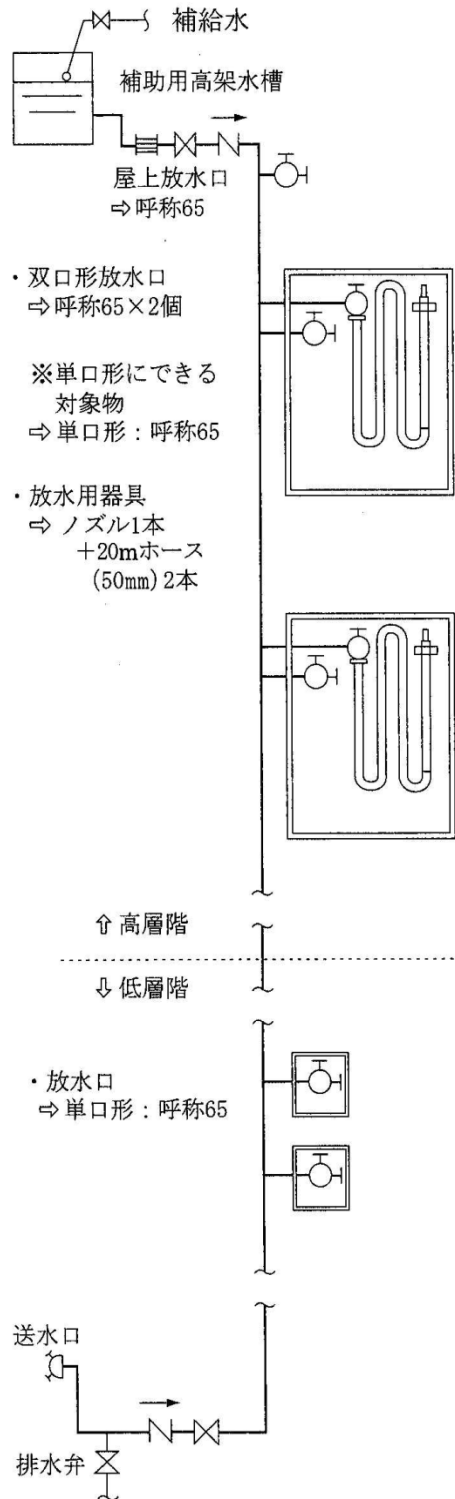
《屋内消火栓設備兼用》

《バイパス配管接続》

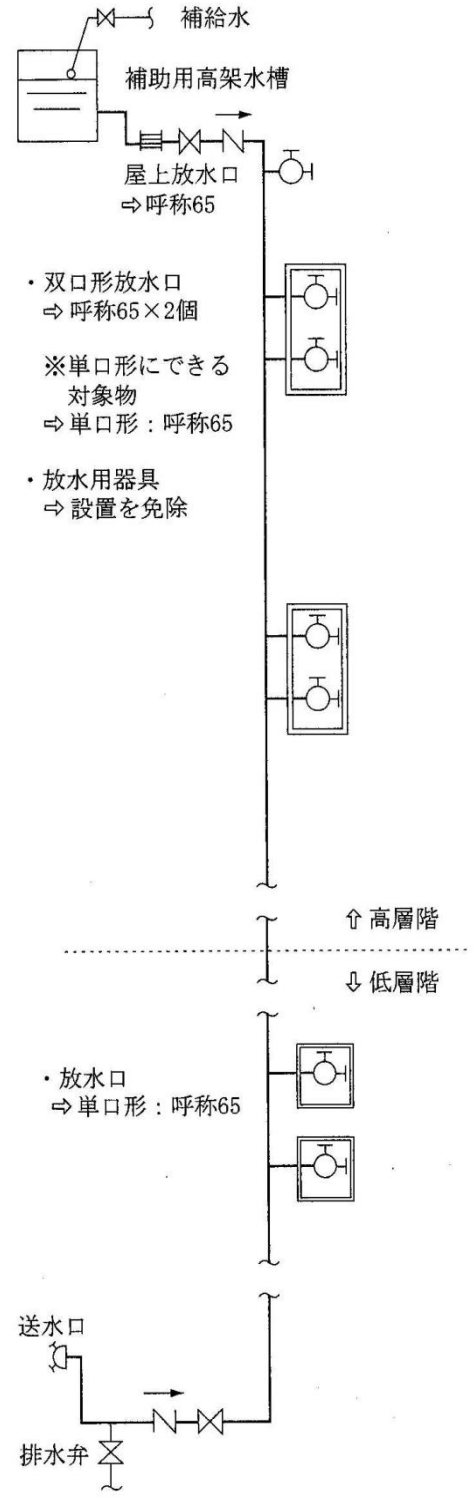


別図 23 - 1 〔連結送水管の配管例〕

一般対象の例



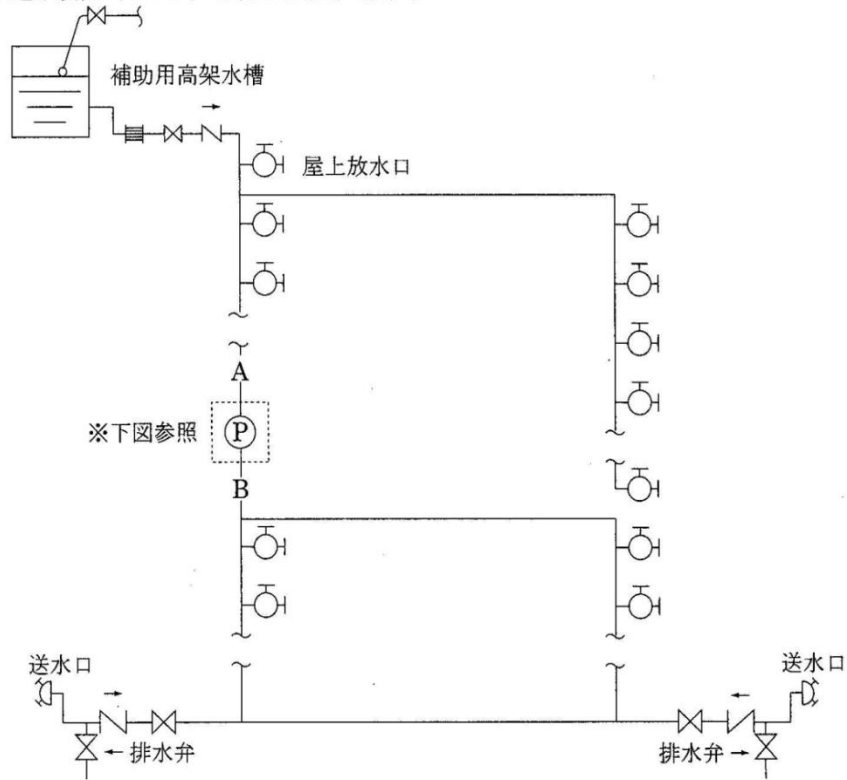
非常用ELV設置対象物



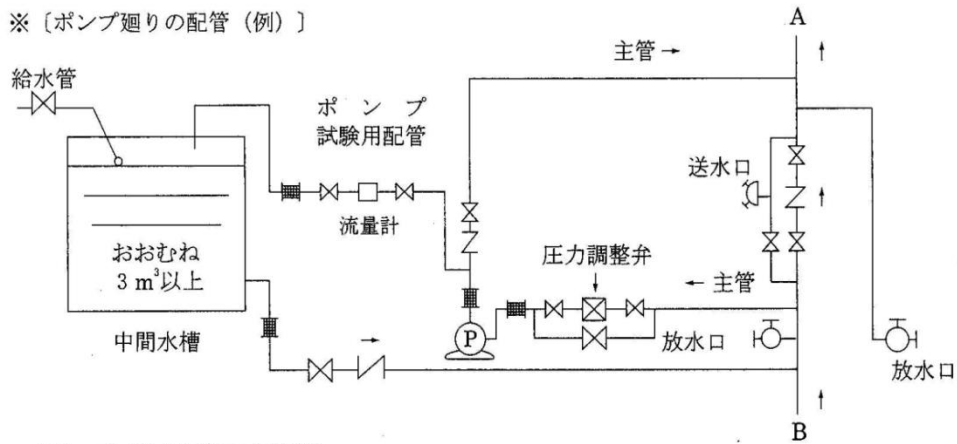
別図第 23 - 2 連結送水管の配管例〔高層建築物等に設ける場合〕



〔加圧送水装置（ポンプ）を設ける場合（例）〕

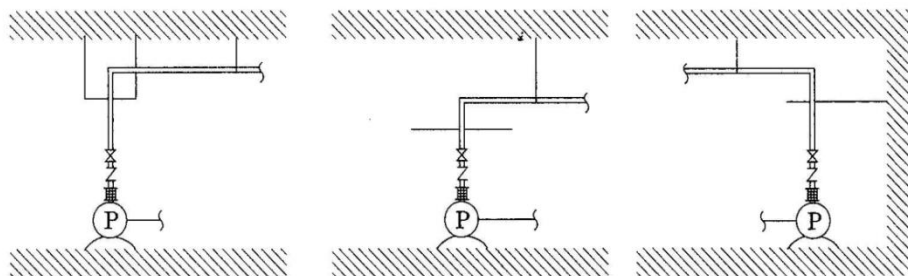


※〔ポンプ廻りの配管（例）〕



〔ポンプ二次側配管の支持例〕

(—：形鋼振れ止め支持， —：棒鋼吊り)

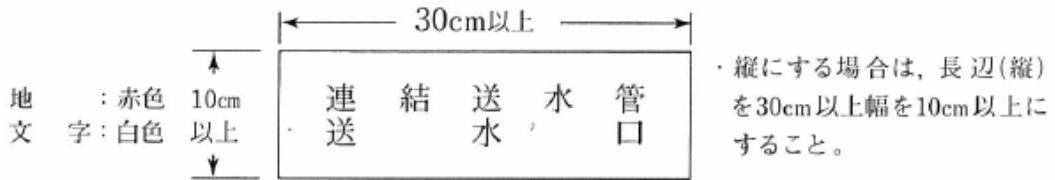


(その1) スラブ支持

(その2) 床支持

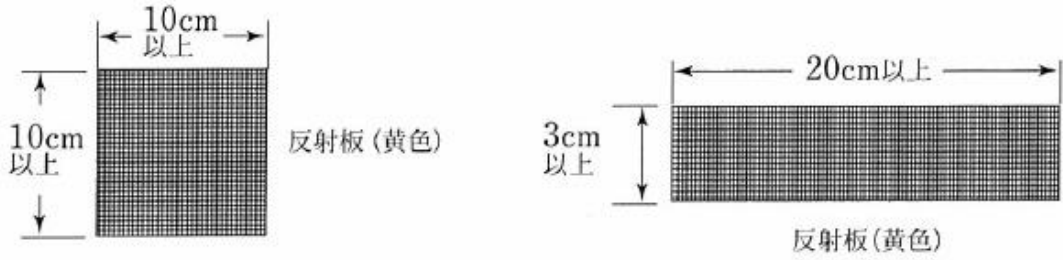
(その3) 壁支持

別図第 23-3 非常用 ELV 設置対象の連結送水管の配管例

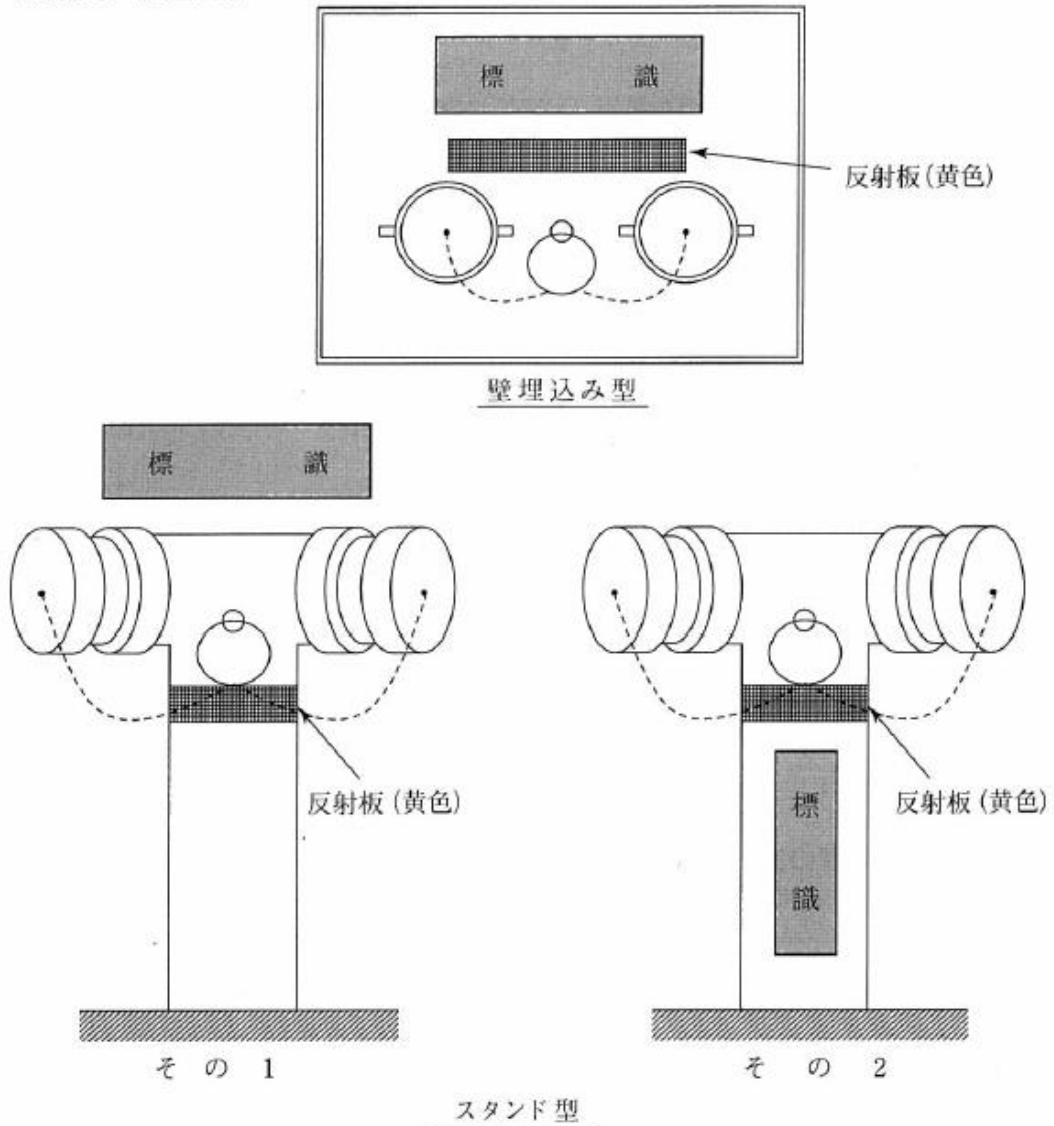


別図第 23-4 [連結送水管の送水口である旨の標識]

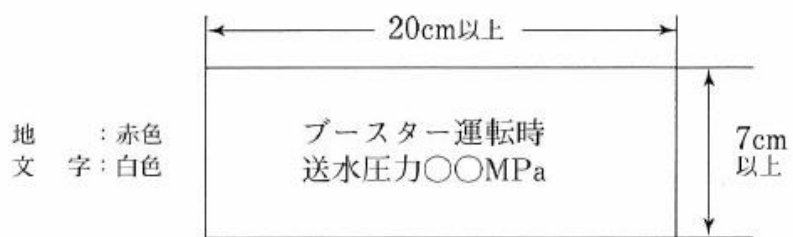
《設計送水圧力が1.0MPaを超える場合の表示》



《標識等の設置例》



別図第 23-5 図 [連結送水管の送水口の標識等]



別図第 23-6 図 [加圧送水装置を設定した場合の設計送水圧力の標識等]